

この決定は行われないう可能性がある。

軍事事項(非軍事化を含む)

一 武装解除 陸海空軍及び軍事施設を完全に解体し且つこれが再建を禁

止し又その期間は無期限とする。

二 非武装化 対日基本政策、非武装化條約案第一條、

カンベラ會議決議の結果連合國に配分された残存兵器は賠償動

次に繰入れられぬ。

三 軍需品の生産、輸入等を禁止し、且つ右生産施設を除去な

し至破壊する。

四 右除去、破壊は連合國人の財産についても実施されるが、

その場合は、所有権者に対し破壊時の價格を円償にて、フル

に補償することを受けしこれは賠償動定に道入らぬ(一極委員

員會指令一九四六年)。

五 軍事教育、研究

一 軍事的研究(原子力に關する研究を含む)及び教育を禁止

する。(対日基本政策及びカンベラ會議決議)

二 原子力研究に關しては、原子力國際管理に於いての協定が

てくるまで、一切の研究実験を許さぬ。

三 診察の目的等に放射性物質を採取、精製することは、連合

國の許可及び監督の下に行われる(一極委員會決定一九四六年

指令)。

四 武器所有

一 一般人の武器所有を禁止、ない至制限する(指令)。

二 独自の再軍備

一 独自の再軍備の目的外において再軍備のための措置を執ること

を妨あつする(連合國と協力することを約せしめら

れる(伊講和條約案第六十九條)。

二 独自の兵器考の雇用又は訓練を禁止される(伊講和條約第

六十九條)。

三 警察力

一 警察警察を禁止し、且つ一般の警察の人員及び裝備を制限

する(滿洲事變前の年度を基準とし、その後人口増加を

参照する等の方法を執られる可能性がある(対日基本政策、

又警察の地方分限の維持、一般行政部門への非干渉を

規定される可能性もある(マ元帥首指めて書簡一九四六年

指令)。

二 一般警察の外に陸上及び海上の武装警察隊(小銃、迫撃砲、

機關銃その他の陸兵器裝備)の保持を認められる可能性も

- (イ) 我兵隊の被服、裝備等を制限する（ソ連協定第一六二條）。
- (ロ) 外國軍參加の被服、裝備等を制限する（ソ連協定第一六二條）。
- (ハ) 日本軍の外國軍隊員又は外國軍隊教育の援助を禁止する（ソ連協定第一六二條）。
- (ニ) 非軍事化の再行を禁止する（対日基本政策、伊講和條約第十七條）。
- (ホ) 職業軍人、軍國主義者等が公職、教職又は重要公私地位に就任することを禁止し、ないし制限する（対日基本政策）。
- (ヘ) 監視、制約の監視機關の一部として非武装化監視のための機關が設けられる。右機關は日本の違反行為の有無につき直接に調査、質問、調査をなし、非武装化條約第二條にあるいは重要資源の管理、港灣監督による重要資源の輸入管理をなす可任がある（カンベラ會議の議事）。
- (ニ) 右機關の過半数の同意による勅告に應じ、制裁手段をとる（非武装化條約第二條）。
- (イ) 制裁手段として、先ず石油等重要資源のエンバローにより、ついで軍事制裁に及ぶ（カンベラ會議決議）。

（イ）但し非武装化に関する監督、制裁は制度的には一時的な対日監視機關の一部として執行され、かつとしても、實質的には非武装化條約案の考え方により四大國が主としてその任にあたることになる可能性もある。

- (ハ) 捕虜の送還の日本人捕虜拘留者にできるだけ速やかに送還する。但し送還に要する費用は日本が負担せしめられる（ボ宣言第九項、伊講和條約第六十一條）。
- (ニ) 最終棄結地から日本における上陸地までの費用は連合國の伊講和條約第七十一條、ソ連は、ソ連國內においてかゝる捕虜の送還費も要求している。
- (イ) 日本捕虜の收容中の給養費は賠償と別途に請求せられる可能性もあるが（カンベラ會議決議、中伊協定三三相互協定）になる可能性もある。
- (ロ) イタリア平和條約でも連合國は給養費を請求してはいない。又、ジュネーブ條約で規定されている將校たる捕虜に対する傳給の立替拂の返還請求権も、米國は個別協定で放棄した。
- (イ) 軍人墳墓
- (ロ) 日本國內にある連合國人の墳墓の尊重を約束せられる（ソ連協定第二二〇條、英泰國交恢復條約第十七條、米伊協定）。
- (ハ) 戦争より生じた請求権
- (イ) 活版及び日本財産に対する処置

(1) 連合国の指示する国に対し、その指示する条件に従い、左の諸項目から支拂

(2) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(3) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(4) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(5) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(6) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(7) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(8) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(9) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(10) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(11) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(12) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(13) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(14) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(15) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(16) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(17) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(18) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(19) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(20) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式

(21) 平和的経済に必要とされ、判定される施設。その形式





① 返還 連合軍から強力強迫等により持去られたものを返還する。軍票に上る購買物資についても、本件返還の対象とされる可能性がある。なおイタリヤ平和條約では、返還にあつては良好な状態に恢復することを命じているが、日本に於いては從來船舶以外には今まで同趣旨の指令は発せられていない。

② 伊講和條約第七十五條一項、対日基本政策。③ 金銀、貨幣については返還不能の場合は重量、純分の等しいものを連合軍に交付する。④ 伊講和條約第七十五條八項。⑤ 美術品、歴史的、考古学的物件については、現物を返還できない場合は、同種、同價値のもの返還を命ぜられる可能性もある。

⑥ 伊講和條約第七十五條九項。⑦ 日本が接收した連合軍の船舶は、捕獲後所定の決定の合法的の問題とは別箇に、すべて修理の上返還する。⑧ GHQ指令。

⑨ 國請求權の放棄

① 戦争に起因する一切の對連合國請求權(軍事行動に因るもの、捕獲後返還に因るもの、交戦艦行使に因るもの、捕虜條約に基くもの、關係する期間として、原則として支那事變開始期とし、イタリヤの場合には、一九三九年、一独波戰開始期とし、場合に依り滿洲事變までさかのぼることとなる)から知れない。② 伊講和條約第七十六條一項。③ 日本と断交した連合國に對する請求權も放棄せられる。④ 伊講和條約第七十六條三項。⑤ 独逸、伊太利に對する請求權を放棄せられる。⑥ 伊講和條約第七十七條四項。

⑦ 占領軍の費用は、講和條約の前後を問はず、又日本國內に於いて要する。占領軍の本國に於いて要するを問はず。⑧ 占領地救済費は、原則として一切日本政府が負担する。⑨ 占領地救済費は、原則として一切日本政府が負担する。⑩ 對日基本政策、伊講和條約第七十六條四項、ライン地境軍事占領に關する條約第六條、ワ條約第二四九條、カンベラ會議決議。⑪ 但し、賠償により免責される項目に含ませられる可能性







六二二四 國連麻袋委員会における中國提案。

債権。債務関係。戦前の金融債務は戦争によつて影響をうけない。したがつて外債等も償還を要する。一伊講和條約第八十二條、米伊協定。

ハ 契約、時効、流通証券

履行のため当事者間に交渉を必要とした契約は、当事者が

敵人とたつた時から無効したもののみなされる。

時効 戦前又は戦争中より進行した時効期間で、敵國民との間に

關係するものは戦争中停止してゐたものと看做され、平和條

約の発効より再び進行を開始する。

流通証券 戦前又は戦争中より進行した場合は、條約実施後一定期間内に、これ

らの手続を完成できるように措置しなければならぬ。

内 敵人間において戦前に作成された流通証券は、所要の期間

内に、又は戦争中、所要の提示、通告、その他の手続をな

さなかつたことを無効とみなされぬ。

流通証券 流通証券は、他の手続をすべき期間が

戦争中に経過した場合、條約実施後一定期間内に、これ

らの手続を完成できるように措置しなければならぬ。

以上ハ白の三項は、伊講和條約

第十六附屬條

一 一般経済關係

通商關係 日本は連合國と通商條約が結ばれるまで一定の期間を限り

連合國に對し、一方的に又は相互主義の下に、左の待遇を與

える。一伊講和條約第八十二條に於いては、相互主義の下に左

の待遇を與えることになつてゐる。一ハ條約第二六七條。

(1) 輸出入に關する関稅課金その他の事項につき、無條件最惠

國待遇及び無差別扱い

(2) 日本國內に於ける連合國人の商工業その他の経済活動につ

き日本國民及び最惠國待遇

例 但し右に於ける戦前日本が締結してゐた通商條約に補

以上



昭和二十四年八月  
対日平和条約想定大綱